

施策 22 健康づくりの推進

主管部長(課) 健康部長(健康推進課)
 関係部長(課) 健康部長(保健予防課、城東保健
 相談所、深川保健相談所、深川南
 部保健相談所、城東南部保健相
 談所)

1 施策が目指す江東区の姿

区民が健康に関心を持ち、疾病を予防し、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

健康教育、健康相談等の充実	健康プラン21に基づいて、講演会や出前講座などによる健康教育を実施します。また、精神保健相談や難病相談などの各種健康相談を行うとともに、健康に関する情報の整備・発信を行います。
疾病の早期発見・早期治療	各種がん検診や健康診査の受診率・精度管理の向上に努め、検(健)診の結果、精検を要する人に対しては継続的な支援・指導を行います。また、保健情報システムを充実するなど、効果的な検(健)診実施体制の整備を図ります。
食育の推進	食育推進計画に基づいた食教育等を実施します。また、関係部課による推進連絡会の設置や関係団体との連携を図るとともに、食育の日・食育月間の普及啓発に取り組みます。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・国は24年7月に健康日本21(第2次)を、都は25年3月に東京都健康推進プラン21(第2次)を定め、両者ともに、総合的な目標として「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を掲げた。そしてその実現のため、生活習慣病の改善及び発症予防、健康を支える社会環境の整備の推進等が盛り込まれた。 ・地域保健対策の推進に関する基本的な指針が一部改正(24年7月)され、地域保健対策の推進に当たっては、ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進が示された。 ・生涯にわたる歯と口の健康づくり推進の基盤として、歯科口腔保健法(23年8月)が施行された。 ・第2次食育推進計画(24年3月)において、「周知」から「実践」を概念に、生活習慣病の予防につながる食育等の重点課題が掲げられた。 ・がん対策推進基本計画(24年6月)が閣議決定され、全体目標に「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」が加えられた。また、都のがん対策推進計画(25年3月)では、がんの予防として、「がんを遠ざけるための生活習慣の普及」、「がん教育の推進」、「早期発見と早期治療の推進」が示された。 ・社会経済情勢の好転が見えない中、自殺総合対策に積極的に取り組む必要性が高まった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたり健康に暮らしていくため、検(健)診による意識啓発及び生活習慣病予防の重要性が、更に増してくる。 ・特に南部地域では、子育てをする若年世帯の増加が想定され、子育て支援策はますます重要となる。 ・これまでの個人や家族・家庭のみならず、学校・職場等の生活の場を加えた、地域コミュニティでの健康増進活動への支援が必要となる。 ・食の情報が増える中、受け手側の正しい判断と選択力が必要となる。 ・区民一人ひとりが、生活習慣病や精神疾患の知識・情報を十分に理解していることが必要となる。 ・健康づくり・食育・がん対策の施策の充実等によって区民の健康寿命の延伸が図られ、その結果、健康格差の縮小が期待される。 ・区民の自殺率は減少傾向を示しているが、今後も取組の継続が必要である。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・区政モニターアンケート調査(24年度)の結果、「自分の健康に関心がある」という回答は97%、「メタボリックシンドロームを知っている」という回答は98%とともに高いが、「普段の生活習慣をよいと思う」という回答は5割に満たないことから、意識、知識と行動の間に乖離があることがうかがわれる。 ・受動喫煙による健康被害への関心が継続している。 ・精神疾患患者の増加により、精神保健相談の需要が増えている。 ・食育推進計画推進事業として、地域に出張する健康教育「食育応援講座」の要請が増えている。こども対象には定着してきているが年代に偏りがある。 ・自殺対策基本法(19年6月)制定後、国・都・区が総合的に自殺対策を進めた結果、自殺率は低下傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの効果を向上させるためには、個人や家族単位での支援とともに、家庭・学校・職場のみならず地域コミュニティを含め社会環境の整備が必要となる。 ・国の「がん対策推進基本計画(24年度～28年度)」に掲げられたがん検診の目標受診率5年以内に50%(胃・肺・大腸は40%)を達成するため、本区においてもさらなる受診率の向上を図る必要がある。 ・受動喫煙の健康被害についての対策がより一層必要となる。 ・生活習慣病予防、がんの早期発見・早期治療、こころの健康問題に対し、区民の関心や要望が高まる。 ・うつ等精神疾患の増加に対し、気づきやストレス対処法などによりこころの健康づくりが重要になってくる。 ・食に関する知識と理解を深めるための幅広い情報を多様な手段で提供することが必要である。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
77 自分は健康だと思える区民の割合	%	66.7	67.0	66.5	68.9			73	保健 予防課
78 運動習慣のある区民の割合	%	56.5	54.9	54.7	55.4			62	健康 推進課
79 ストレス解消法を持たない区民の割合	%	23.4	22.3	22.7	22.5			15.6	保健 予防課
80 この1年間に健康診断を受けた区民の割合	%	82.3	81.7	80.8	80.1			85	健康 推進課
81 バランス良い食生活を心がけている区民の割合	%	73.2	73.4	74.8	73.9			78	健康 推進課

5 施策コストの状況

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	3,818,169千円	3,324,563千円	3,641,690千円	
事業費	3,291,862千円	2,832,562千円	3,130,405千円	
人件費	526,307千円	492,001千円	511,285千円	

6 一次評価 主管部長による評価

(1) 施策における現状と課題

がんの標準化死亡比が23区内で高く、健康寿命が23区平均より低いなど、区独自の健康課題の解消に向け、積極的な施策の展開を図る必要がある。

区民の健康づくりへの意識変化や健康づくりの環境変化に対応し、健康関連データの分析により区独自の健康課題を確認した上で、積極的な施策の展開を図る必要がある。

国民の二人に一人が、一生の間に一度はがんにかかる時代、区民一人ひとりががんを身近に感じ、がんと向き合っていけるよう、がんに関する施策を総合的に推進する必要がある。

がん検診・健康診査の受診率向上のため、検診体制の整備等一層の充実が求められている。

区民の自殺率は低下しているが、こころの健康についての環境づくりを含め、総合的な自殺対策の更なる継続が求められている。

食の多様化が進み、栄養の偏りや食習慣の乱れなどから、肥満や生活習慣病の増加が予想される。一方、思春期女性を中心に若年層のやせ過ぎの傾向が見られ、健全な食生活の維持が難しい。

* 標準化死亡比：異なった年齢構成を持つ地域間で死亡率の比較が可能となるように計算された、基準集団を100とした場合の数値

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

現行の「健康プラン21」及び「食育推進計画」の次期計画は、国や都の策定指針も参考に、これまでの総括・評価を踏まえ、区民協働の視点で検討を行ない「新計画」として策定する。また、「健康プラン21(後期5ヶ年計画)」に掲げた5つの重点課題に基づく施策の継承も検討する。

「食育推進計画」の改定では、全ライフステージに応じて自ら取り組める食育の実践に向けた施策を検討する。

(仮称)江東区がん対策推進計画を策定し、がんに関する施策を総合的に推進していく。

検(健)診の受診率及び精密検査受診率の向上を図るため、平成24年度には、個別通知、期間の延長と統一化及び通知の統合等具体的取り組みを実施したが、今後も、利便性の向上をめざし、更に検(健)診の充実を図っていく。

国の女性特有のがん検診推進事業については、23年度よりがん検診推進事業に名称変更された。区では、これまでの乳がん、子宮がん検診に加え、25年度より大腸がん検診を実施する。

22年度より実施している自殺総合対策・メンタルヘルズ事業を引き続き行う。

食品表示法による加工食品の栄養成分表示の義務化の施行(2015年予定)に伴い、健康づくりに役立つ商品選択の消費者教育や事業者への相談を行う。

歯科保健事業の見直しを行い、区民ニーズにより合致した効率的・効果的な施策に再構築する。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 22 健康づくりの推進

主管部長(課) 健康部長(健康推進課)
関係部長(課) 健康部長(保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)

行政評価(二次評価)結果

【平成23年度】

- ・関係部署及び関係団体等との連携を密にし、健康プラン21の着実な実施を図る。【健康部】
- ・「区民自ら健康づくりに取り組む」という施策が目指す姿を念頭に、「自助」あるいは「共助」を主軸とした取り組みへ転換する。【健康部】
- ・各種検診事業については、自己負担のあり方に関する考え方を整理し、利用者の一部負担の検討を進める。【健康部】
- ・区民の健康に対する意識を高めるために、より一層の啓発活動に取り組む。【健康部】

【平成24年度】

- ・関係部署及び関係団体等との連携を密にし、健康プラン21の着実な実施を図る。【健康部】
- ・「区民自ら健康づくりに取り組む」という施策が目指す姿を念頭に、「自助」あるいは「共助」を主軸とした取り組みへ転換する。【健康部】
- ・各種検診事業については、自己負担のあり方に関する考え方を整理し、今後とも利用者一部負担の検討を進める。【健康部】
- ・区民の健康に対する意識を高めるために、より一層の啓発活動に取り組む。【健康部】

これまでの取り組み状況		
関係部署及び関係団体等との連携を密にし、健康プラン21の着実な実施を図る。		
取 り 組 み	健康プラン21推進事業において、毎年度関係機関と連携・協力しながら重点課題(歯の健康、23年度、メタボリックシンドローム予防、24年度)をテーマに事業を実施しており、引き続き同様の形で事業を実施する(がん予防、25年度)。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	健康プラン推進事業	
「区民自ら健康づくりに取り組む」という施策が目指す姿を念頭に、「自助」あるいは「共助」を主軸とした取り組みへ転換する。		
取 り 組 み	区民自らが生活習慣病予防に日常的に取り組めるよう、区内のウォーキングコースを掲載したメタボリックシンドローム予防用リーフレットを作成し、健康まつりや区役所窓口で配布している(5,000部作成)	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	健康プラン推進事業(24年度メタボリックシンドロームの予防)	
各種検診事業については、自己負担のあり方に関する考え方を整理し、利用者の一部負担の検討を進める。		
取 り 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診事業では、医師会等関係機関と協議を重ね、25年度より、これまでの乳がん・前立腺がんに加え全てのがん検診で利用者一部負担金を導入した。 ・25年度より歯周疾患検診事業について、利用者一部負担金の導入を歯科医師会との間で検討している。 	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	歯周疾患検診事業	
区民の健康に対する意識を高めるために、より一層の啓発活動に取り組む。		
取 り 組 み	健康プラン21推進事業の重点課題に合わせる形で、印刷物の作成や講演会などを行い、普及啓発に取り組んでいる。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
より効率的・効果的な施策の推進のため、区民のニーズを把握する。		
取 り 組 み	健康・医療・子育て支援等に関する区民の意向を調査するため、区政モニターを対象に3回のアンケートを実施した。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
区民の疾病予防に対する意識を高め、健(検)診の利便性を高める工夫に取り組む。		
取 り 組 み	健康診査とがん検診の実施期間を統一するとともに、受診券のシール方式化を実施した。また、胃がん検診と肺がん検診に電話申込制を導入するとともに、委託検診機関の拡充(複数化)を実施した。	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	前立腺がん検診事業(23年度) 眼科検診事業(24年度)	

1 施策が目指す江東区の姿

区民の生命や健康を脅かす健康危機に対して迅速かつ適切に対応し、生活環境衛生の確保を図ることにより、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

健康危機管理体制の整備	新型インフルエンザ等の健康危機に対応するため、関係機関との連絡体制を強化し、訓練を実施します。また、感染症発生時の体制強化やサーベイランス(流行監視)の確実な実施を図るとともに、日頃より区民及び医療機関などに対する最新情報の提供を行い、感染症に関する正しい知識の普及に取り組みます。
感染症予防対策の充実	乳幼児や高齢者への予防接種を推進します。また、関係部署との連絡体制のもと、学校や高齢者施設等各種施設を通じた啓発活動を強化するとともに、結核対策やエイズ対策を充実させます。
生活環境衛生の確保	食品関係営業施設や薬局、理・美容所などの生活環境衛生施設に対する監視や指導を行います。また、講習会等を通じて、区民の生活環境衛生に関する正しい知識の普及を図るとともに、迅速な情報提供を行います。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成21年4月に新型インフルエンザ(H1N1)の世界的流行が発生したが、想定していたより病原性が低く平成23年4月には季節性インフルエンザへ移行した。 社会福祉施設等でのノロウイルス感染症・食中毒等の発生の増加、学校での麻しんの流行など、集団内での感染症のまん延が問題になっている。 結核の罹患率は先進国の中では未だに高水準である。 不活化ポリオワクチンの予防接種を開始した。(平成24年9月) 三種混合にポリオワクチンを加えた四種混合を定期予防接種に導入した。(平成24年11月) 平成25年4月にヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの定期予防接種を開始した。 平成25年に入り、成人風しん患者が増加し、先天性風しん症候群予防のため、成人対象風しん予防接種事業を開始した。 犬の登録件数が増加している。 感染症等を媒介する衛生害虫等の生息域が拡大している。 医薬品の販売制度に関して薬事法が改正(平成21年6月)された。 食品・環境営業施設が、南部地域を中心に増加している。 食肉の生食による食中毒が社会問題化し、規制が強化された。 福島第一原発事故の発生により、農畜水産物が放射性物質に汚染された。 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定により、新型インフルエンザ発生時に区が果たす役割がより明確となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥インフルエンザから病原性が高い新型インフルエンザへの変異が危惧され、移動手段が発達した現代、新たな感染症が発生した場合、世界的な大流行となる可能性がある。 保育施設や高齢者施設等の増加により、様々な感染症の集団発生のリスクが高まる。 非正規労働者や社会的弱者の増加により結核発症及び再発のリスクが高まる。 衛生害虫等の生息域の拡大により、感染症のまん延が懸念される。 医薬品の適正な販売方法・購入方法が定着しないおそれがある。 平成28年の豊洲市場開場に伴い、食品営業施設がさらに増加する。 福祉施設・大規模飲食店におけるノロウイルス食中毒等の発生が引き続き懸念される。 TPPに参加すると、食品添加物や残留農薬の規制が緩和される可能性がある。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成21年の新型インフルエンザの発生時の対応を検証した上での、健康危機管理対策の強化が求められている。 任意の予防接種へのさらなる公費助成や法定化が求められている。 生活環境の変化によりさまざまな区民の要望が出ている。 放射性物質に汚染された食品が流通しないよう対応が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年の新型インフルエンザ(H1N1)対応経験により、手洗い、咳エチケット、うがい、マスク着用等による感染症予防策の必要性への認識が高まってきている。 これまで任意だった予防接種が法定化されたものもあり、区の果たす役割がますます高まっていく。 食生活の安全確保や暮らしの衛生確保など区民生活に密接した分野の安全衛生対策の強化が求められていく。
3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
82 手洗い・うがい・咳エチケットを励行している区民の割合	%	69.1	69.4	72.1	71.1			70	保健 予防課
83 予防接種率(麻しん・風しん1期)	%	94.5 (20年度)	96.8	98.2	97.2			95	保健 予防課
84 結核罹患率(人口10万人当たり)	人	24.9 (20年度)	24.3 (21年度)	22.6 (22年度)	23.2 (23年度)			18.9	保健 予防課
85 環境衛生営業施設への理化学検査の不 適率(1)	%	3.2 (20年度)	4.1	3.3	4.5			4	生活 衛生課
86 食品検査における指導基準等不適率 (2)	%	6.8 (20年度)	5.2	6.8	3.3			4	生活 衛生課

1 区内の環境衛生営業施設(公衆浴場、プール、理・美容所等)に対して実施した、空気環境測定・水質検査の総検査項目数に占める不適項目数の割合を指標とする。

2 区内の食品営業施設(飲食店、菓子製造業等)から収去した食品等に占める、東京都指導基準等に違反する検体数の割合を指標とする。

5 施策コストの状況				
	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	1,560,599千円	1,585,895千円	1,778,427千円	
事業費	1,096,344千円	1,153,644千円	1,296,787千円	
人件費	464,255千円	432,251千円	481,640千円	

6 一次評価 主管部長による評価
(1) 施策における現状と課題
<p>新たな高病原性新型インフルエンザの発生、麻しんやノロウイルスの集団発生、食の安全等の不安が高まる中、生命と健康を自ら守ることの重要性を区民は気にかけている。マスクの着用、手洗いの徹底など感染予防策に関する正しい知識の普及啓発の必要がある。法定外の予防接種については、平成21年度に高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種費用の助成を開始しているが、さらなる助成拡大へのニーズが高まっている。今後も国の動向を注視していくことはもちろんであるが、法定予防接種である麻しんの接種漏れ者への対応等、地域の実情に応じた柔軟な対策が求められている。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>新型インフルエンザ対策については、平成21年に発生した経験等を踏まえ、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、発生を念頭に置いた対応可能な体制を整備する。</u>区民一人ひとりが正しい知識を持ち、自覚と予防の実践が図られるよう、感染症予防に関する区民への一層の知識の普及に努める。今後も法定化される予防接種があれば、国の動向を注視しながら、円滑に導入していく。飲食店を始めとした生活衛生関係営業施設に対する効率的かつ効果的な監視指導及び消費者への正しい知識の普及を図っていく。</p>

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 23

感染症対策と生活環境衛生の確保

主管部長(課) 健康部長(保健予防課)
関係部長(課) 健康部長(健康推進課、生活衛生課)

行政評価(二次評価)結果

【平成23年度】

・新型インフルエンザ等の健康危機への対策について、関係機関との連携を密にし、あらゆる事態に想定できるよう準備を進めるとともに、区民の生命を守ることを第一に適宜の対応を図る。【健康部】

・感染症予防に関する区民への啓発について、費用対効果の観点を踏まえつつ効果的・効率的な方策を検討する。【健康部】

・法定外の予防接種に関しては、その効果について分析・検討するとともに、自己負担のあり方に関する考え方を整理する。【健康部】

【平成24年度】

・強毒性新型インフルエンザ等の健康危機への対策について、関係機関との連携を密にするなどにより、危機発生時には的確に対応できるよう準備を行う。【健康部】

・感染症予防に関する区民への啓発について、費用対効果の観点を踏まえつつ効果的・効率的な方策を検討する。【健康部】

・法定外の予防接種に関しては、その効果について分析・検討するとともに、引き続き自己負担の導入を進める。【健康部】

これまでの取り組み状況		
<p>強毒性新型インフルエンザ等の健康危機への対策について、関係機関との連携を密にするなどにより、危機発生時には的確に対応できるよう準備を行う。</p>		
取り組み	<p>平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、政府行動計画・ガイドラインが示された。東京都及び江東区においても、それらに対応した行動計画等を準備したところである。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	特になし	特になし
<p>感染症予防に関する区民への啓発について、費用対効果の観点を踏まえつつ効果的・効率的な方策を検討する。</p>		
取り組み	<p>法定の予防接種は、接種率向上のため個別通知を実施している。また、一部の感染症発生動向(定点調査)を区のホームページへ毎週更新し掲載している。今後も感染症予防への注意喚起が図られるような情報発信方法の取り組みについては、継続して検討していく。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	特になし	特になし
<p>法定外の予防接種に関しては、その効果について分析・検討するとともに、引き続き自己負担の導入を進める。</p>		
取り組み	<p>平成25年4月にヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種となった。なお、MR(麻しん・風しん混合ワクチン)については、法定外の年齢(2歳から12歳の一部)であっても、感染症対策及び国の方針を受け、無料で予防接種を実施している。また、先天性風しん症候群の発生防止のための緊急対策として、平成25年4月から、これから妊娠を予定されている方や妊婦の夫を対象に風しん、麻しん・風しん混合(MR)ワクチンの無料予防接種を、助成期間を限定し実施している。</p>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	特になし	特になし
取り組み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取り組み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
取り組み		
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】